



東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.80

発行：東濃西部広域行政事務組合

「返品」についての考え方

「返品」について考える場合、前提として契約が成立している必要があります。いったん契約が成立すると、自己の都合で一方向的に契約の解除をすることができません。「返品」は契約の解除を求めることです。お店で商品を購入し、「やっぱりいらない。返品してください。」は原則できません。お店によっては受け入れてくれることもあります。それはあくまでもお店のサービスであり、強要することはできませんので、断られても仕方がありません。通信販売の場合は、広告に「返品」について説明を記載する必要があると法律で決められています。消費者はその記載内容に合意し、購入していると考えるので、返品はその記載内容に従う必要があります。「やっぱりいらない」という自己都合の返品ができるかどうか、購入する前に記載条件を必ず確認しましょう。



こんな相談ありました



「特定消費料金未納に関する訴訟最終告知のお知らせ」と書かれたハガキが届いた。ハガキには日本政府の紋章である桐紋のプリントがある。同じような内容のハガキは今までに2回届いていて、今回が3回目だ。

架空請求ハガキの相談は、今もたくさんよせられます。文面や送り主が多少変化していますが、公の機関をにおわせる送り主で、裁判や訴訟までの期限が迫っているような内容が書かれている点は変わりありません。対処法は、何もしないことです。出回っている個人情報をもとに無作為にハガキが送られていると思われるため、同じ人に何度もハガキが届いています。一度流出した個人情報は、なかったことにはできないので、ハガキを止めることは難しいです。不安なことがあれば、ご相談ください。

5月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	11件
訪問販売	24件
訪問購入	0件
通信販売	31件
連鎖販売	1件
電話勧誘	4件
送り付け商法	0件
無店舗販売	0件
不明・無関係	19件

*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。

例えば、架空請求はがき等

消費生活相談窓口のご案内

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談 / 原則予約制

相談料 / 無料

予約 / 相談を受けたい窓口

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 生活環境課 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業